

搬入物の大きさ基準

- ・ 棒状のものは長さ2mまで
- ・ 板状のものは2m×1mまで
- ・ かたまり状のものは最大径0.5mまで
- ・ 比重0.4より重いもの
前記の大きさ以下であっても、中空で公社破砕専用重機にて破砕困難と認められるものは搬入禁止

搬入禁止物

- ・ 宇治市以外から発生した廃棄物
- ・ 畳
- ・ マットレス、ソファベッド、マットレス付き折りたたみベッド
(スプリングの有無や分厚さ、素材に関わらず、マットレスと呼ばれるもの全てが対象)
- ・ 電池類、バッテリー、スプレー缶、カセットボンベ等発火や爆発の危険性があるもの
- ・ スマホ、タブレット、バッテリー内蔵型の電化製品
- ・ 太陽光パネル
- ・ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ばいじん類
- ・ 動物のふん尿、動物の死体、液状又は泥状のもの
- ・ 特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、一般廃棄物の可燃物
- ・ 生ごみ、発砲スチロール、アスファルト、タイヤ
- ・ 蛍光灯、エンジンのついたもの
- ・ 粉末状で発生行程が不明なもの、有害物質を含んでいるもの
- ・ 分析証明が必要であるものに、その証明が添付されていないもの
- ・ 冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン
- ・ 破砕設備で破砕が困難なもの
- ・ 石綿含有の疑いがあるもので証明が添付されていないもの
- ・ 冷媒装置がついているものでフロンガス回収後の表示がないもの
- ・ 剪定した草木、自然石、岩、土
- ・ その他埋立てに適さないと認められるもの、必要書類の添付または提出がないもの